

令和2年5月21日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 様

大阪府知事 吉村 洋文
大阪府医師会長 茂松 茂人

新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用等に関して（要望）

日ごろは、大阪府及び大阪府医師会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

大阪府におきましては、大阪府と医師会が一丸となり、病床確保、宿泊施設療養、PCR外来など、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を整備しています。

今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、医療提供体制等の必要な体制整備として、医療従事者が業務に安心して従事でき、安定的な人材確保が可能となる取組みが喫緊の課題となっています。

現在、有効な治療薬やワクチンがない中で、医療現場においては医療従事者の献身的な努力により患者の治療を続けているところです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第62条第2項及び第63条では、法第31条第1項の規定による要請に応じ、患者等に対する医療等を行う医療関係者に対する損害補償又は損失補償について規定されています。貴省へ確認を行ったところ、現行の府による執務要請では、法第31条の適用は困難であるとの見解が示されており、こうした損害補償等は、実質、困難な状況にあります。

新型コロナウイルスに関して、海外での医療従事者の罹患状況を鑑みますと、治療の最前線で勤務する医療従事者が、その業務に安心して従事できる体制整備が重要であることから、法第31条第1項の適用を限定的としないよう、あるいは法第24条の知事による要請に基づく医療提供の場合でも、第62条及び63条と同等の補償が行われるよう、法の運用及び予算について特段の措置を講じていただきますよう強くお願い申し上げます。